

## これからの学術情報システム構築検討委員会規程

平成 24 年 7 月 20 日  
制 定

改正 平成 26 年 7 月 20 日  
平成 27 年 2 月 18 日  
平成 27 年 3 月 13 日  
平成 30 年 2 月 28 日  
令和 5 年 3 月 9 日

### (設置)

第 1 条 大学図書館と国立情報学研究所との連携・協力推進会議（以下「推進会議」という。）の下に、これからの学術システム構築検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第 2 条 委員会は、協定書の第 2 条第 1 項に掲げる事項のうち、（3）「電子情報資源を含む総合目録データベースの強化」に関する事項を企画・立案し、学術情報資源の基盤構築、管理、共有および提供にかかる活動を推進することを目的とする。さらに、同項の（4）「学術情報の確保と発信に関する人材の交流と育成」および（5）「学術情報の確保と発信に関する国際連携の推進」について、（3）に関連するものを含むものとする。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国公立大学図書館の職員
- 二 国立情報学研究所の職員
- 三 その他連携・推進会議の委員長が必要と認めた者

2 委員は、連携・推進会議の委員長が委嘱する。

### (任期)

第 4 条 委員および協力員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、再任を妨げない。

### (ユーザーグループ)

第 6 条 参画する機関との連携のため、委員会にユーザーグループを置く。

2 ユーザーグループの運営に関する内規は、別に定める。

### (作業部会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会に主査を置く。主査は、委員会の委員の中から、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

3 作業部会の設置期間は、別に定める。

4 作業部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 国公立大学図書館の職員

二 国立情報学研究所の職員

三 その他委員長が必要と認めた者

5 作業部会委員は、作業部会主査の推薦により、委員長が委嘱する。

6 作業部会の運営に関する内規は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月9日から施行する。